

会員候補者及び連携会員候補者の推薦に当たっての 質疑応答集

平成22年11月

日本学術会議選考委員会

1. 推薦全般

問1 平成23年10月1日付けで発令される新たな会員及び連携会員が選考される大まかな流れとスケジュールはどうなっているのか。

答 次の表のとおりです。

(平成23年)

～1月31日	候補者選定～候補者の推薦書作成（完了）
2月 1日 (午前中)	推薦書提出用「私書箱開設のお知らせ」メール着信
2月 1日 ～2月 5日	推薦書の提出期間（メール通信サービスの利用）
2月17日	（最終）推薦書の提出締切
3月～4月	選考委員会分科会による選考
5月～6月	選考委員会による調整の後、会員候補者名簿及び連携会員候補者名簿を幹事会へ提出
6月	幹事会による審議の後、会員候補者名簿の総会への付議決定及び連携会員候補者の決定
7月頃	臨時総会による会員候補者の承認
以降	人事上の諸手続
10月1日	発令（予定）

問2 前回の推薦手続と比べ、今回の変更点はどのようなものか。

答 別紙のとおりです。

これは、現在の会員及び連携会員が責任を持って推薦を行うというコ・

オペレーション方式をより活性化させるため、推薦手続を効率化するなど、幅広くかつ多くの推薦を集めるための工夫をしたものです。

2. 推薦者関係

問3 会員候補者や連携会員候補者を推薦できるのは、現在の会員及び連携会員だけなのか。

答 そのとおりです。

ただし、特任連携会員（日本学術会議会則第7条第1項に基づき任命された連携会員）は、会員候補者や連携会員候補者を推薦できません。

問4 現在の会員及び連携会員として、候補者を推薦するに際して認識しておくべきことは何か。

答 会員及び連携会員の推薦については、現在の会員及び連携会員が責任を持って推薦を行うというコ・オペレーション方式で行われます。

言い換えると、推薦を行うことができる者は、現在の会員及び連携会員に限られています。

コ・オペレーション方式は、私たち一人ひとりの主体的かつ積極的な協力があって初めて機能するものです。

次期の会員及び連携会員の候補者の推薦は、現在の会員及び連携会員に課せられた重要な任務です。男女共同参画の推進、若手研究者、地域活性化、産業分野からの選出などの視点も考慮の上、優れた研究又は業績がある科学者から幅広く、多様な候補者を推薦するようお願いします。

問5 委員会や分科会を開催して、組織的に候補者推薦の調整を行うことはどうか。

答 推薦に当たって、組織的に候補者推薦の調整を行うことを目的として委員会や分科会を開催することは適切ではありませんので、厳に慎むようお願いいたします。

問6 今回、推薦するに際し、「賛同者は不要」とのことであるが、自分の意思だけで、候補者を推薦してよいのか。

答 そのとおりです。
科学者としての自らの見識と判断に基づいて推薦してください。

問7 今回、推薦する候補者の人数は、「5人までで、うち会員候補者は2人以内」とのことであるが、必ず5人推薦しないといけないのか。また、会員のみ推薦や連携会員のみ推薦でもよいのか。

答 1人の候補者だけでも推薦することはできます。
また、会員のみや連携会員のみを推薦することはできますが、会員候補者の推薦数は2名を超えることはできません。
ただし、会員候補者を推薦しなければ、連携会員候補者を最大5人まで推薦することができます。

問8 候補者の推薦を行う場合、優先順位を付けることはできるのか。

答 推薦にあたって優先順位を付すことはできません。
仮に優先順位が付された推薦書が提出されても、選考過程においてその優先順位が考慮されることはありません。

問9 推薦者が会員である候補者と、推薦者が連携会員である候補者で、選考過程での取扱いに差異があるのか。

答 推薦者が会員であるか連携会員であるかによって選考過程での取扱いに差異はありません。

問10 一人の推薦者から推薦を受けた候補者と、複数の推薦者から推薦を受けた候補者で、選考過程での取扱いに差異があるのか。

答 一人の候補者に複数の推薦があっても、選考過程での取扱いに差異はありません（問22を参照）。

問11 女性研究者や若手研究者は、選考過程において優遇されるのか。

答 候補者の推薦に当たっては、優れた研究又は業績がある科学者であることを前提として、幅広く多様な構成になるよう、女性研究者、若手研究者、地方在住者、産業人・実務家の属性などに配慮していただくこととしています。

その後の選考過程においては、この方針に従って選考委員会で定めた基準に基づいて公平に選考することとしています。

3. 候補者関係

問 12 候補者としての資格要件はあるのか。

・年齢制限、国籍

答 候補者としての資格要件は、優れた研究又は業績がある科学者であることです。

ただし、以下の制限条件がありますので、ご注意ください。

- ① 会員候補者は、発令時に67歳未満（昭和19年10月2日生まれ以降）であること。

ただし、連携会員候補者には年齢制限はありません。

※会員は70歳に達すると自動的に退任となることから、少なくとも1期3年は活動が行えるようにするためです。

- ② 会員候補者及び連携会員候補者は、いずれも日本国籍を有する者であること。

※会員は、特別職の国家公務員（非常勤）、連携会員は、一般職の国家公務員（非常勤）です。

問 13 外国に住む日本人を推薦できるのか。

答 できます。

ただし、日本学術会議の活動（関係する委員会・分科会や地区会議等に所属し、審議活動や国際活動等を行うこと）を十分に行うことができるかどうかも考慮していただきたいと思います。

問 14 候補者として検討対象にすることができる科学者の範囲はどのようなものか。

答 候補者の範囲は、会員及び連携会員としてふさわしい優れた研究又は業

績がある、現会員及び現連携会員以外の科学者です。

ただし、特任連携会員を会員又は連携会員に推薦する時には、現職であっても推薦が必要です。

また、推薦者の検討に当たっては、会員及び連携会員の使命及び役割を十分に果たすことができる科学者であることにもご留意ください（推薦依頼書5ページの別紙2を参照）。

問 15 今回、自動的に会員候補者となる者（現在の連携会員）や自動的に連携会員候補者となる者（退任する会員及び退任する連携会員）についても、推薦することはできるのか。

答 推薦する必要はありません。

仮に推薦書が提出されても、選考過程においてその推薦書を活用することはありません。

問 16 特任連携会員は、現職であっても推薦する必要があるのか。

答 必要です。

特任連携会員の場合、推薦がなければ、会員及び連携会員の選考の対象となりませんので、ご注意ください。

問 17 推薦された候補者は、全員が会員又は連携会員になれるのか。

答 推薦された候補者全員が会員又は連携会員に選出されるものではありません。

選考委員会等による所要の選考過程を経ることになります。

問 18 任命されたらどのような義務が生じるのか。（現在の職務に影響がでるのか。）

答 会員は、非常勤の特別職の国家公務員、連携会員は、非常勤の一般職の国家公務員として任命されます。

また、任期中（平成23年10月1日～平成29年9月30日（任期6年））は、関係する委員会・分科会や地区会議等に所属し、審議活動や国際活動等を行うことになります。

さらに、会員にあっては、執行役員的な位置づけとして、総会や部を構成し、運営に関わる事項の審議・決定を行うこととなります。

問 19 誰が候補者として推薦されているかどうか、事務局において推薦の締切前に情報提供をしてもらえるのか。

答 締切前に情報提供を行うことは予定しておりません。

推薦書は5日間という短期間に一斉に受け付けることとなっており、その間に内容に関する照会があっても、期間内に情報の選択や配列をすることは困難であると考えます。

4. 候補者へ就任意思を確認する際の留意事項

問 20 候補者に連絡するに当たって特に留意すべき点があるか。

答 推薦依頼書16ページの別紙6を参照して、候補者に対しご説明を行ってください。

特に、「推薦された者全員が会員又は連携会員に選出されるものではないこと。」については、推薦＝任命との誤解を生じないよう十分にご配慮をお願いします。

説明内容を候補者に理解していただいた上で、選出された場合には就任する旨の意思の確認を行っていただき、推薦書の「2. 候補者が記入する項目」への記入をお願いしてください。その際、作成完了日（平成23年1月31日まで）があることにご留意ください。

問 21 候補者に連絡したところ、以前(平成20年以前)に推薦されたことがあると言われたが、どのように対応すればよいか。

答 平成20年の改選時もしくはそれ以前に推薦されたが、会員又は連携会員として選考されなかった方です。

この場合、候補者として推薦する場合は、改めて推薦する必要がありますので、推薦手続を行ってください。

問 22 候補者に連絡したところ、既に他の現会員又は現連携会員から連絡があり、承諾をし、推薦書の記入依頼があったと言われたが、どのように対応すればよいか。

答 できるだけ多くの候補者の推薦が行われることが望ましいことから、既に他の会員又は連携会員から推薦を受けている場合は、他の候補者を推薦していただきますようお願いします。

なお、選考過程においては、複数の推薦があったかどうかによって差異を設けることはありません（問10を参照）。

ただし、他の会員又は連携会員が連携会員として推薦している候補者を会員として推薦する場合には、別に推薦する必要がありますので、当該候補者にその旨を伝えた上で、推薦書の記入を依頼して推薦手続を行ってください（問29を参照）。

問 23 候補者に連絡したところ、所属する学協会から情報提供が行われているはずだと言われたが、どのように対応すればよいか。

答 協力学術研究団体から候補者としての情報の提供が行われたとしても、「推薦」があったものとはなりませんので、会員又は連携会員からの推薦手続を行ってください。

協力学術研究団体からの情報提供の扱いについては、推薦依頼書18ページの別紙8を参照してください。

問 24 推薦後に何らかの事情があつて候補者にすることができなくなった場合、どのように対応すればよいか。

答 推薦後の候補者の取消しについては、選考過程において考慮することになりますので、事務局に情報提供してください。

5. 推薦書の記載関係

問 25 候補者本人が直接ホームページから推薦書を手入手してもよいか。

答 差し支えありません。

問 26 推薦書は手書きでよいか。

答 推薦書は、データとして処理する関係上、すべて電子的に作成してください。

ただし、P Cをお持ちでない場合や電子的に作成することが難しい場合は、事務局にご連絡ください。

問 27 推薦者は、自分の署名を行う必要はないのか。

答 必要ありません。

これは、推薦書の提出に当たっては、指定したメール通信サービスを利用することにより、予めご登録いただいたメールアドレスで本人認証を伴う確実なファイル送受信が可能となり、なりすまし防止ができるからです。

問 28 推薦者が記入する項目に、「候補者が所属するのに適切と考える分野別委員会」があるが、候補者の専門分野を特定する趣旨か。

答 候補者の専門分野や活動分野を検討するための参考情報として用いるための情報です。

問 29 推薦者が記入する項目に、「候補者の推薦区分」があるが、「会員として推薦する」とした候補者は、同時に連携会員候補者としても選考対象になるが、「連携会員として推薦する」とした候補者は、会員候補者の選考対象とはならないという理解でよいか。

答 そのとおりです。

会員候補者は同時に連携会員候補者になりますが、連携会員候補者はそれをもって会員候補者にはなりません。もちろん、他の会員又は連携会員から会員候補者として推薦された場合には会員候補者にもなります。

問 30 候補者本人が記入する項目を推薦者自らが記入してよいか。

答 候補者本人に関する情報については、正確性の観点から、候補者本人に依頼して記入していただくことを原則としています。

問 31 候補者本人が記入する項目について、記入を終えた内容を、推薦者の立場で確認する必要はあるのか。

答 候補者本人が記入した項目内容に推薦者が手を加えることは適当ではありませんが、推薦者が疑問と思う記入事項については候補者本人に確認した上で推薦してください。

問 32 推薦書に記入した個人情報は、どのように扱われるのか。

答 個人情報の管理については、選考委員会として、推薦依頼書 17 ページ別紙 7 のとおり定めて厳正に取り扱うこととし、候補者情報は、選考実務の遂行、任命手続及び役割検討の目的以外の用途に使用することはありません。

6. 推薦書の提出関係

問 33 候補者本人との間での推薦のやり取りは、通常の電子メールを使ってもよいのか。

答 候補者本人との間での推薦のやり取りは、個人情報の取扱いにご留意の上行ってください。

通常の電子メールを使用する場合には、個人情報に対してパスワード設定、又は情報の暗号化等によってセキュリティを確保するようお願いいたします。

問 34 推薦書の提出方法は、「指定したメール通信サービスを利用して、事務局に送信する」とあるが、この他の方法は認められないのか。

答 PC をお持ちでない場合や指定の方法により難しい場合は、事務局にご連絡ください。

問 35 「私書箱開設のお知らせ」などの事務局からのメールが配信予定時間になっても届かなかったり、設定した親展パスワードを忘れてしまったりした場合、どのように対応すればよいか。

答 事務局にご連絡ください。

問 36 推薦書の提出作業において、違うファイルを添付して送信してしまったが、どのように対応すればよいか。

答 事務局にご連絡ください。

なお、指定したメール通信は、1回送信作業を行うと、再送作業を行えない仕組みとなっております。

問 37 推薦書の提出期間中に提出できなかったが、どのように対応すればよいか。

答 事務局にご連絡ください。

なお、最終の推薦締切は、平成23年2月17日までとしております。

問 38 推薦書を提出したが、事務局が受領したことを確認する方法はあるのか。

答 事務局が推薦書を受領（ファイルのダウンロード）すると、同時に推薦者のメールアドレス宛に「ダウンロードされた」旨の確認メールが届きます。

2月10日を過ぎてもこの確認メールが届かない場合は、必ず、事務局にご連絡ください。

(照会先)

ご不明な点などがございましたら、下記までお問い合わせください。

日本学術会議事務局企画課選考係

TEL : 03-3403-1081

FAX : 03-3403-1260

Email : as258@scj.go.jp

会員及び連携会員の改選にかかる前回からの改善点

別紙

項 目		今回(平成23年10月改選)	前回(平成20年10月改選)
推薦手続の効率化	推薦手続作業	会員候補者の推薦と連携会員候補者の推薦の受付時期が同一 推薦書の作成完了期限を明示、その後、 <u>5日間(短期間集中)</u> の受付期間中に提出	会員候補者の推薦と連携会員候補者の推薦受付時期が別々 推薦書ができ次第、2か月間の受付期間中に提出
	賛同者	不要	必要(他の会員又は連携会員1人からの賛同)
	推薦書の提出方法	推薦書は、原則、指定したメール通信サービス(親展通信)を利用して、 <u>電子媒体のみ</u> で提出	推薦書は、郵送又は持ち込みにより、紙媒体と電子媒体の両方で提出(電送不可)
候補者の推薦範囲の明確化	推薦対象の範囲	<u>現会員及び現連携会員以外の者</u> が対象 ※特任連携会員は推薦が必要	現会員及び現連携会員であっても、改めて推薦 ※自薦不可
	任期満了の会員	<u>自動的に連携会員の選考対象者</u> ※本人意思の確認	再任しない3年任期の会員については、自動的に連携会員の選考対象者
	任期満了の連携会員	<u>自動的に会員及び連携会員の選考対象者</u> ※本人意思の確認、現在の本人情報提出 ※会員の選考対象者は発令時に67歳未満の者 ※連携会員の選考対象者は現職の発令時に70歳未満の者	改めて推薦
	継続の連携会員	<u>自動的に会員の選考対象者</u> ※本人意思の確認、現在の本人情報提出 ※発令時に67歳未満の者	改めて推薦
	会員候補者の年齢	発令時に <u>67歳未満</u> でなければ、推薦不可	発令時に70歳未満でなければ、推薦不可
候補者の推薦枠の柔軟化		会員候補者及び連携会員候補者を合わせて5人まで、このうち <u>会員候補者は2人まで</u> ※会員候補者を推薦しなければ、連携会員候補者を最大5人まで推薦可能	会員候補者又は連携会員候補者それぞれについて、2人まで
推薦書記入事項の適正化	推薦者の自署	不要	必要
	候補者本人の記入	候補者情報項目は、 <u>必ず候補者に依頼して記入</u>	候補者情報項目は、候補者本人記入可
	学歴及び学位	<u>主要なものを3件以内</u>	最終学歴のみ
	職歴	<u>主要なものを7件以内</u>	現職のみ
	研究内容	<u>主要なものを3件以内</u>	記入欄なし
協力学術研究団体との連携強化		候補者情報の提供を求める	———